

重要事項説明書（中津市立 第五保育所）

〈令和 8 年 4 月 1 日 現在〉

1 事業者

事業者の名称	中津市
代表者氏名	中津市長 奥 塚 正 典
法人の所在地	中津市豊田町 1 4 番地 3
法人の電話番号	0 9 7 9 - 2 2 - 1 1 1 1
定款の目的に定めた事業	第 2 種社会福祉事業 保育所の運営

2 保育所の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	中津市立 第五保育所
所在地	中津市大字高瀬 1 0 5 3 番地 1
連絡先	電話番号 0 9 7 9 - 2 5 - 1 9 4 3 FAX 0 9 7 9 - 2 5 - 1 9 4 3
管理者	所長 松 尾（まつお）
利用定員	0 歳児 1 ・ 2 歳児 3 ・ 4 ・ 5 歳児 計 6 0 名
職員数	1 2 名（常勤職員）
嘱託医（内科）	あきもとこどもクリニック 秋 本 竜 也
特別保育の実施状況	一時預かり
開設年月日	昭和 5 4 年 1 月 1 日
事業所番号	20000204420

3 目的・運営方針

中津市立 第五保育所（以下「当保育所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （１）当保育所は、保育の提供において、入所する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （２）当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （３）当保育所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児と保護者への支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当保育所における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷 地	3,298.00㎡
	屋外遊技場（園庭）	1,893.00㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート及び木造1階建て
	延べ面積	497.16㎡

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
乳 児 室	1 室	28.16㎡
ほふく室	1 室	34.35㎡ り す 組（1歳児）
保 育 室	3 室	149.20㎡ あ ひ る組（2歳児）、 う さ ぎ組（3歳児）、 き り ん組（4歳児）らいおん組（5歳児）
調 理 室	1 室	29.48㎡
調 乳 室	1 室	6.62㎡
幼児用トイレ	2 箇所	36.26㎡（大8個、小6個）
医 務 室		7.06㎡
事 務 室		34.59㎡
一時保育室	1 室	29.75㎡
そ の 他		116.71㎡

5 職員体制（令和6年4月1日現在）

職 名	人 数
所 長	1 人
保育士	9 人
調理員	2 人

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日まで
休所日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

7 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育時間（11時間）	7時30分から18時30分まで
------------	-----------------

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育時間（8時間）	8時30分から16時30分まで
延長保育時間	朝： 7時30分から 8時30分まで 夕： 16時30分から 18時30分まで

8 提供する保育等の内容

当保育所は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他のサービスの提供を行います。

(1) 保育及び延長保育の提供

毎日の保育の流れ（例）

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児	延長保育
7:30	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始	
8:30 9:30	保育短時間保育開始 おやつ 遊び（室内外）・散歩	保育短時間保育開始 ・遊び（室内外） 課題保育	
11:00 11:30	食事	食事	
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）		
12:30 14:30 15:00		お昼寝 （年齢によって前後します） 目覚め おやつ	
15:30	順次降園	順次降園	
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了	
18:30	閉所（保育標準時間終了）	閉所（保育時間標準終了）	

保育短時間の
延長保育



(2) 一時預かり事業

児童の保護者がパート就労、ケガ・病気・出産等での入院（通院）や育児不安などによって御家庭での子育てが一時的に困難となった場合や、リフレッシュなど私的な理由でも、お子さんを保育所でお預かりする事業です。

【対象児童】	0歳～就学前の児童		
【保育時間】	月曜日～金曜日	8時30分～17時00分まで	
	土曜日	8時30分～12時00分まで	
【休所日】	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）		
【利用日数】	月12日以内		
【保 育 料】	半日（4時間以内）	800円	
	1日（4時間以上8時間以内）	1,600円	
	給食費	200円	

(3) 給食について

当保育所の給食の方針	保育所の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、食材は国産の物・旬の物を使い、安全・安心でおいしい給食を目指しています。 また、添加物を使わず、素材を生かした味付けの献立です。
昼食・おやつ	3歳未満児は、10時のおやつ・昼食・3時のおやつを、3歳以上児は昼食・3時のおやつを提供します。完全給食（ご飯も提供します）です。献立の内容については、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギー食物の除去・解除については、医師の診断書（主治医意見書）の指示に基づいて実施します。

9 保護者の負担について

(1) 保育料

保護者が居住する市町村が定める額。

(2) 給食費

~~食費月額4,700円（3～5歳児）~~ 令和8年度は、3歳以上児も副食費が免除対象

(3) 実費徴収

保育料のほかに以下の費用を保護者に御負担いただきます。

- ① カラー帽子
- ② 体操服ズボン
- ③ 上記のほか、園外保育での交通費等について、御負担いただく場合もありますが、徴収額は参加人数によって異なります。

~~また、保護者会から保護者会費の徴収があります。~~ 現在、保護者会はありません

(4) 延長保育料

◎保育短時間・・・ 7時30分から 8時30分まで
及び16時30分から18時30分まで
1時間100円(1箇月最大2,500円)

(5) 年間行事予定(令和7年度)

月	行 事 内 容
4月	
5月	内科検診(1回目)、春の遠足(お弁当日)、 子育て講座・保育参観(1・2・3・4・5歳児)
6月	人形劇観劇、歯科検診(1回目) 個人面談(全員)
7月	プール遊び開始、夏まつりごっこ
8月	プール納め、お弁当日
9月	
10月	運動会、個人面談(希望者)、防災訓練
11月	内科検診(2回目)、歯科検診(2回目) 秋の遠足(お弁当日)
12月	生活発表会(3・4・5歳児) クリスマス会
1月	保育参観(1・2・3・4・5歳児)
2月	節分豆まき、交通安全教室
3月	お別れ遠足(お弁当日)、お別れ会、卒園式、 入所説明会(新入園児)
◎毎月の行事	身体計測、避難訓練(不審者訓練)、誕生日会

※各行事・おたより・緊急時の連絡等については、保育所ICTシステム(コドモン)を利用し、お知らせ(配信)します。

10 緊急時の対応

お預かり(保育)している園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定する緊急連絡先及び医療機関等へ速やかに連絡を行います。

また、保育所嘱託医または、お子さまの主治医に相談する等の措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

中津警察署（事件・事故） <u>110</u>	0979-22-2131
中津南交番	0979-22-4798
中津消防署（火事・救急） <u>119</u>	0979-22-0001
中津市役所（本庁舎代表）	0979-22-1111
保育施設運営課（直通）	0979-22-1129
中津市立 第二保育所	0979-25-1325
鶴居文化センター	0979-25-0514

1.1 要望・苦情等に関する相談窓口

当保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当保育所 利用相談窓口	窓口担当 中津市立 第五保育所長 松尾	
	利用時間 10:00～ 15:00	
第三者委員	電話番号 0979-25-1943、FAX 0979-25-1943	
	窓口担当が不在の場合は、保育所職員にお申し出ください。	
電 話 番 号		
	役職・肩書等 中津市福祉サービス相談員	

※上記のほか、園内（園舎側くつ箱上）に要望・苦情等に係る「投書箱」を設置しています。

※虐待防止のための措置として、児童及び職員等の被害を防止・確認するため「個人情報の取り扱いに係る同意書」を提出いただき、保育室内に設置されたカメラで記録しています。

保育施設運営課及び管理責任者が認める場合を除き非公開です。（配信等ではありません）

1.2 非常時・災害時の対策

非常時の対応	当園が定めた消防計画書等により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

<保育所近隣の一時避難場所、避難所は次のとおりです。>

一時避難場所	中津市立 第五保育所（園庭）
指定緊急避難場所	鶴居文化センター（2・3階）

1.3 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当保育所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	保育所の管理下における児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付が実施されます。